

伊賀市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 株式会社まちづくり伊賀上野及び上野商工会議所は、「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、「伊賀市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第3条 協議会は、伊賀市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に必要な事項、特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 伊賀市が作成する基本計画、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 伊賀市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 伊賀市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 伊賀市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会の開催
- (6) 伊賀市中心市街地及び協議会活動に関する情報発信
- (7) 前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化に関する施策の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 株式会社まちづくり伊賀上野（法第15条第1項第一号ロ）
- (2) 上野商工会議所（法第15条第1項第二号イ）
- (3) 伊賀市（法第15条第4項第三号）
- (4) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (5) その他伊賀市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行なうもので、協議会の目的に賛同したもの

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- 2 会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 副会長は、構成員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 5 補欠又は増員により選任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

- 第7条 監事は、構成員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 2 会長が必要に応じて、監事に役員会の出席を求めることができる。
 - 3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
 - 4 補欠又は増員により選任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 監事は、協議会の事業並びに運営等を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(顧問)

- 第9条 協議会及び会議等の運営について助言を得るため、顧問をおくことができる。
- 2 会長が必要に応じて顧問を招集し、発言を求めることができる。

(アドバイザーの設置)

- 第10条 協議会は、協議会の活動を円滑に進めるための意見を聞くため、必要なときは目的ごとに専門的知見を有するアドバイザーを置くことが出来る。
- 2 アドバイザーの設置及び選任は会長が行う。

(タウンマネージャーの設置)

- 第11条 協議会は、第3条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を推進するために指導的役割を担うタウンマネージャーを置くことが出来る。
- 2 タウンマネージャーは、協議会の審議を経て会長が任命する。
 - 3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし、年度途中に就任した場合は、当該事業年度末までとする。また、再任は妨げない。

(会議)

- 第12条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 全体会
- (3) 役員会
- (4) マネジメント会議及びプロジェクト会議

(総会)

- 第13条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他全体会及び役員会が必要と認める事項を審議する。
- 2 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 5 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(全体会)

- 第14条 全体会は、適宜開催し、中心市街地活性化に関する事業が円滑に推進するため協議する。
- 2 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 全体会は、出席者の同意により決する。
 - 4 全体会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、適宜開催し、総会、全体会及びにマネジメント会議の運営を審議する。

2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(マネジメント会議及びプロジェクト会議)

第16条 マネジメント会議及びプロジェクト会議は、適宜開催し、中心市街地の活性化に資する事業について協議する。

2 マネジメント会議は、会長が設置し、各プロジェクト会議が所管する事業の全てについて協議する。

3 プロジェクト会議は、会長が設置し、事業実施主体の関係者、及び構成員の中から会長が選任する。

(協議結果の尊重)

第17条 協議会の構成員は、協議会における議決事項並びに協議結果について尊重しなければならない。

(関係者の出席)

第18条 協議会は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会計)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の収入は、負担金、助成金、その他収入とする。

3 協議会の支出は、協議会の運営に必要な経費とする。

(事務局)

第20条 協議会の事務及び会計を処理するため、株式会社まちづくり伊賀上野（住所：三重県伊賀市上野丸之内500番地）に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社まちづくり伊賀上野において行う。

(解散)

第21条 協議会を解散する場合は、協議会において構成員の4分の3以上の同意による議決を得なければならない。

(規約の改正)

第22条 この規約は、総会の議決により改正できるものとする。

(構成員名簿及び規約の公表)

第23条 協議会の構成員名簿及び規約は、法第15条第3項の規定に基づき公表する。

(公表の方法)

第24条 協議会の公表は、公報等への掲載の他、株式会社まちづくり伊賀上野等のホームページに掲示することによりこれを行う。

(その他)

第25条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年1月17日から施行する。
- 2 その他必要な事項については、役員会で別途定める。
- 3 第8条第7項の定めに関わらず、設立時の役員の任期は平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年3月26日から施行する。